

中道改革連合 常任幹事会 次第(第1回)

1. 代表挨拶

2. 報告・承認事項

- < 幹事長兼選挙対策委員長 > …P.1
- 中道改革連合・立憲民主党・公明党幹事長・国会対策委員長会談(三幹三国)の報告について
 - 常任幹事会の構成について
 - 惜敗者ヒアリングの開催について
 - 政治改革本部の設置について
 - クラウドファンディングの実施について

- < 政務調査会長 > …P.5
- 政調人事および部会編成、部会長・座長人事について
 - 中道改革連合・立憲民主党・公明党での政策決定の仕組みについて
 - 企業団体献金規制強化法案について

- < 国会対策委員長 > …P.10
- 国会対策委員会の役員構成について
 - 国会対応等について

< 組織委員長兼役員室長 >

< 企業・団体交流委員長 >

< 広報委員長 >

3. 協議・議決事項

- < 幹事長兼選挙対策委員長 > …P.11
- 京都府知事選挙に向けた候補者の推薦について

4. その他

※ 次回常任幹事会の開催日程(調整中)
2026年3月17日(火)17:00 @衆4控

中道改革連合 常任幹事会構成役員

2026年2月24日

代表	小川 淳也	衆議院議員	※
代表代行	山本 香苗	衆議院議員	※
副代表	赤羽 一嘉	衆議院議員	
	西村智奈美	衆議院議員	
	浮島 智子	衆議院議員	
	早稲田夕季	衆議院議員	
幹事長兼選挙対策委員長	階 猛	衆議院議員	※
幹事長代行	中野 洋昌	衆議院議員	※
選挙対策委員長代行	河西 宏一	衆議院議員	
議員総会長兼常任幹事会議長	菊田真紀子	衆議院議員	※
政務調査会長	岡本 三成	衆議院議員	※
政務調査会長代行	落合 貴之	衆議院議員	
国会対策委員長	重徳 和彦	衆議院議員	※
国会対策委員長代行	中川 康洋	衆議院議員	
組織委員長兼役員室長	渡辺 創	衆議院議員	※
組織委員長代行兼役員室長代行	山崎 正恭	衆議院議員	
企業・団体交流委員長	田嶋 要	衆議院議員	
企業・団体交流委員長代行	濱地 雅一	衆議院議員	
広報委員長	伊佐 進一	衆議院議員	※
広報委員長代行	山岡 達丸	衆議院議員	
顧問	齊藤 鉄夫	衆議院議員	
	野田 佳彦	衆議院議員	

※…執行役員会構成メンバー

惜敗者ヒアリング（第1回） 次第

日時 2月28日（土）13時～

司会 渡辺組織委員長兼役員室長

1. 挨拶

小川代表

2. 惜敗者ヒアリングの進め方について

階幹事長兼選対委員長

3. 齊藤・野田両顧問からの経緯説明及び意見交換

4. その他

政治改革本部の構成（案）

- ・ 本 部 長 階 猛 幹事長
- ・ 本部長代行 中野 洋昌 幹事長代行
- ・ 本部長代理 中川 康洋 国会対策委員長代行
- ・ 事務局長 落合 貴之 政務調査会長代行

（衆議院政治改革特筆頭理事）

（今後、追加・変更あり）

クラウドファンディングの実施について（案）

幹事長 階 猛

1. 趣旨

中道改革連合に結集し立候補しながらも、今回の衆議院議員選挙で惜敗された方々への支援をより手厚く行うため、下記の要領にてクラウドファンディングを実施する。

2. 具体的な内容

- （1）目標金額…年内を目途に1億円。
- （2）実施時期…口座開設など準備が整い次第、3月上旬から中旬には開始を予定。
- （3）実施会社…コングラント株式会社（過去、複数の政党のクラウドファンディングを実施していることから選定）。
- （4）手法…寄付型のクラウドファンディングとし、頂いた寄付は、通例の政党への寄付と同様の方法で会計処理し、党の収支報告書に記載する。
- （5）使途…他の一般的な寄付と切り分け、クラウドファンディングで頂いた寄付は、年内に公認する総支部長の活動費として充当することを明確に記載する。
- （6）返礼…寄付者への返礼（リワード）は、代表・幹事長による御礼動画や直筆色紙、寄付者が望む党所属国会議員との電話、国会見学会などを想定。

以上

中道改革連合、立憲民主党、公明党 政務調査会 役員・部会長一覧

2026年2月27日現在

	中道	立憲	公明
政務調査会長	岡本 三成	徳永 工リ	秋野 公造
政調会長代行	落合 貴之	杉尾 秀哉	上田 勇
政調副会長	國重 徹 近藤 和也 山岡 達丸 河西 宏一	石垣 のりこ 柴 慎一 郡山 りょう	平木 大作 杉 久武 里見 隆治 伊藤 孝江

部 会 名	中 道	立 憲	公 明
内 閣 第 一	後藤 祐一	杉尾 秀哉	窪田 哲也
内 閣 第 二	大島 敦	塩村 あやか	司 隆史
総 務	田嶋 要	岸 真紀子	宮崎 勝
法 務	西村 智奈美	打越 さく良	横山 信一
外 交	近藤 和也	田島 麻衣子	平木 大作
安 全 保 障	河西 宏一	広田 一	石川 博崇
財 政 ・ 金 融	伊佐 進一	柴 慎一	杉 久武
文 部 科 学	浮島 智子	古賀千景	下野 六太
厚 生 労 働	濱地 雅一	小西 洋之	川村 雄大
農 林 水 産	野間 健	石垣 のりこ	高橋 光男
経 済 産 業	山岡 達丸	古賀之士	竹内 真二
国 土 交 通	福重 隆浩	蓮舫	三浦 信祐
環 境	輿水 恵一	三上 えり	原田 大二郎
決算・行政監視	菊田 真紀子	吉田 忠智	上田 勇
復興・防災	金子 恵美	小沢 雅仁	佐々木 雅文
こども家庭	早稲田 ゆき	高木 真理	窪田 哲也

企業・団体献金の規制強化のための新たな枠組み

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合・職員団体・ その他の団体		政 治 団 体		
						政党・政治資金 団体	その他の団体	
		総枠制限	同一の相手方 に対する個別 制限	総枠制限	同一の相手方 に対する個別 制限	総枠制限	同一の相手方 に対する個別 制限	総枠制限
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	(なし)	資本金・組合員数等 に応じて、年間 750万～1億円	制限なし ↓ 年間上限割合(2割) を設ける	制限なし	制限なし ↓ 年間 1億円	制限なし ↓ 年間 2,000万円
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 企業・団体献金を受領可能な政党支部を 都道府県連に限る ※ 将来的には、政党法のガバナンスに 服する政党のみが、企業・団体献金を 受け取れるようにする </div>			制限なし
その他の政治 団体	資金管理団体	年間 1,000万円	年間 150万円	禁 止	禁 止	金銭等 に限り禁止	金銭等 に限り禁止	金銭等 に限り禁止
	資金管理団体 以外の政治団体		年間 150万円					
公職の候補者		公職の候補者 に対するものは金 銭等に限り禁止	金銭等 に限り禁止 その他は 年間 150万円	禁 止		金銭等 に限り禁止 ※政党から公職の候補者 に対するものは R9.1.1～	金銭等 に限り禁止 その他は制限なし	

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 会社等の寄附の規制強化

一 個別制限の創設 (第22条第4項関係)

会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、政治活動に関する寄附の総額の限度額の5分の1に相当する額を超えることができない。

二 会社等の寄附を受けることができる政党支部の制限

(第21条関係)

- 1 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）のする政治活動に関する寄附を受けることができる政党の支部については、3による届出がされている指定政党支部に限るものとする。
- 2 政党は、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることができる支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができる。
- 3 政党は、2による指定をしたときは、直ちに、文書で、その旨並びに指定政党支部の名称及び主たる事務所の所在地を総務大臣に届け出なければならない。その指定を取り消したとき等又はその届け出た事項に異動があったときも、同様とする。
- 4 3による届出があったときは、総務大臣は、当該届出に係る事項を、遅滞なく、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二 政党及び政治資金団体以外の政治団体の寄附の規制強化

一 総枠制限の創設 (第21条の3第5項関係)

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、1億円を超えることができない。

二 個別制限の創設及び強化 (第22条第1項関係)

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、2000万円

を超えることができない。

※ 現行法の個別制限：政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して
5000万円

第三 その他

一 施行期日 (附則第1条関係)

この法律は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次に掲げるものは、次に定める日から施行する。

1 二及び三 公布の日

2 第一の二2から4まで 令和8年10月1日

二 個人の寄附に係る税制上の措置に関する検討 (附則第2条関係)

個人のする政治活動に関する寄附を促進するため、個人が政治活動に関する寄附をした場合の租税特別措置法に定める所得税額の特別控除に係る次に掲げる事項については、速やかに、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

1 その控除率を100分の40以下の範囲内において引き上げる
こと。 ※ 現行法の控除率：100分の30

2 その適用の対象に、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは市長に係る資金管理団体に対してする政治活動に関する寄附を追加すること。 ※ 現行法の適用の対象：政党及び政治資金団体

三 政党法制に関する検討等 (附則第3条関係)

1 政党の政治活動の公明と公正の確保が図られるよう、政党の組織、管理運営等に関する法制度の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

2 1の措置が講じられるに当たっては、当該措置に基づく法制度の適用を受けない政党が会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることを禁止する措置が、併せて講じられるものとする。

2026年2月19日 国対役員会決定

2026年2月24日 執行役員会報告

国会対策委員会 役員

国会対策委員長	重徳和彦	
国会対策委員長代行	中川康洋	(議運理事)
筆頭副委員長	興水恵一	(政策担当)
副委員長	野間 健	(参議院担当)
副委員長	吉田宣弘	(参議院担当)
副委員長	早稲田ゆき	(総務担当)
副委員長	中川宏昌	(総務担当)

以上

〈選挙対策委員長〉

(協議・議決事項)

1. 京都府知事選挙に向けた候補者の推薦について (別紙参照)

告示日：3月19日 投票日：4月5日

西脇 隆俊 (現職2期・満70歳 / 京都府知事)